第１編　総則

第１節　計画の目的及び方針

第１　計画の目的及び前提

１．計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、川俣町防災会議が作成する計画であり、川俣町、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び住民が相互に緊密な連携をとりつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、社会秩序の維持と公共福祉の確保を図り、住民生活の安定に資することを目的とする。

２．計画の前提

この計画は、被害想定や最近の被害から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び住民・町議会などの提言を可能な限り反映し、策定した。

第２　計画の構成

この計画は、町及び防災機関が行うべき災害対策を、予防対策、応急対策、復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

川俣町地域防災計画は、次の各編で構成する。

編	表題	主な記載事項
第１編	総則	川俣町における災害に関する基本情報を掲載する。
第２編	一般災害対策編	風水害、雪害等の対策について定める。
第３編	震災対策編	地震災害対策について定める。
第４編	事故対策編	大規模火事災害、林野火災、道路災害、危険物等災害、航空災害の対策について定める。
第５編	原子力災害対策編	主に、原子力発電所に関する、放射性物質の漏えい事故の対策について記載する。
－	資料編	総則、一般災害対策編、震災対策編、事故対策編、原子力災害対策編の各編に関連する各種資料を掲載する。

第３　計画の修正・推進

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

また、この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

さらに、災害対策は有機的、一体的でなければならないことから、本計画の修正にあたり、福島県地域防災計画との整合性を図るものとする。

第４　他の法令に基づく計画との関係

１.「福島県地域防災計画」との関係

この計画は、「福島県地域防災計画」との整合性、関連性を有するものとする。

２．他の法令に基づく防災に関する計画との関係

この計画は、本町の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第５　計画の周知徹底

防災関係機関は、日頃から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

１．防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

２．防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会を捉え、広報の徹底を図るものとする。

第６　福島県地震防災地域目標と地震防災緊急事業五箇年計画

１．福島県地震防災地域目標

町は、地震防災対策特別措置法（平成７年法律 111 号）に基づき、福島県が実施目標について定めた「福島県地震防災地域目標」に協力し、地震による被害の軽減に努めるものとする。

２．地震防災緊急事業五箇年計画

町は、地震防災対策特別措置法（平成７年法律 111 号）に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、福島県が定める地震防災緊急事業五箇年計画により、地震防災対策の強化を図るため、関係部署は県と協議の上、地震防災に関する施設、設備の整備を積極的に推進するものとする。

第２節　災害対策の基本理念と基本方針及び活動目標

第１　災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

１．我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

２．国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

３．災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

４．災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資、その他の必要な資源を適切に配分することより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

５．被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

６．災害が発生したときは、速やかに施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第２　基本方針

この計画は、防災に関し、国、県、近隣市町村その他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とする、計画の樹立及びその推進に当たっての基本事項は、次項に示す。

１．防災事業の推進

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。なお、中心となる防災事業は以下のとおりである。

①　地域自立型防災対策の推進
②　災害対策本部の応急対策活動能力の強化
③　職員全体の災害対応能力の強化
④　平常時のネットワークを通した災害対応と防災の視点を加えたまちづくり
⑤　男女双方の視点に配慮した防災対策の推進

⑥　県等の地震被害想定結果の反映

⑦　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

２．防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

また、東日本大震災のように広範囲にわたって被害が発生することも想定し、迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けた環境づくりに努める。

３．住民の防災活動の推進

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であり、住民は、住民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的に防災活動に参加する等防災へ寄与するものとする。

また、町は、地域内の公共的団体、事業所等の防災に関する組織及び住民による自発的な防災組織の充実を図り、地域の有するすべての防災機能が十分発揮されるよう努めるものとする。

さらに、町は「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に基づき、町、住民、事業者、地域活動団体等とともに信頼関係を築きながら連携・協力し、住民一人一人による自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

４．防災業務施設、設備、資機材等の整備等

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材等の整備等を図る。

５．関係法令の遵守等

国、県及び町はもちろんのこと、地域住民においても災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずるものとする。

第３　発災後の時間経過と活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度の予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、災害の様相は発災直後から時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

なお、災害応急対策事項別の時系列行動計画については、第２編及び第３編の第２章第１節において整理している。

活動区分	活　　動　　目　　標
直前対応	＊災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・対策活動要員（消防団・自主防災組織）の確保 ・危険箇所の情報収集、水防活動等の災害未然防止活動の実施
即時対応	＊初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ・通信手段の確保
	＊生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、火災延焼等緊急事態に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
緊急時対応	＊生命・安全の確保（72 時間以内の対応） ・専門部隊等も加えた、広域的な協力による本格的な行方不明者の捜索、救出・救助活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・避難所の開設と運営 ・応援活動受け入れ態勢の確立 ・給食・給水の実施、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・危険物の漏えい対策等の、二次災害防止関連対策
応急対応	＊被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ライフラインの早期復旧等の、社会的なフローの早急な回復 ・防疫、保健衛生活動等による生活環境の回復
応急対策	＊被災者の生活の安定（日常生活環境） ・応急仮設住宅等による生活空間の確保 ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による、物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	＊地域・生活の回復 ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・都市環境の回復 ・生活の再建
復興対応	＊地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・町復興計画の推進 ・町機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

第３節　調査研究推進体制の整備

第１　町による調査研究体制

１．危険地域の把握

土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等災害危険箇所の再点検を通じて、データの蓄積を行い、災害を防止するため各種対策事業等を推進するとともに、警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを促進する。また、土砂災害警戒区域等については、住民が十分に認識することが必要であることから、住民に対して十分な広報に努める。

２．防災アセスメントの取り組み及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等危険性を事前把握するため、防災アセスメント実施等の専門的調査・研究を検討するとともに、住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成及び更新を推進し災害に備える。

３．関係機関との情報交換

町は国、県、福島地方拠点都市地域を構成する市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が策定した防災対策に関する計画・情報について、連絡を密にしてそれらの情報交換に努める。

４．災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町が整備した詳細な情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県との情報の共有を行い、県全体としての、災害データベースの質の向上に協力する。

第２　自主防災組織等地域における取り組み

阪神・淡路大震災や東日本大震災の大規模災害においては、自治体による応急対策活動が時間的・量的限界に達してしまい、地域での自主防災組織等の活動が重要となった。自主防災力を向上するためには下記の点が重要となる。

（１）個人レベル

ア　地域での危険環境を熟知すること

イ　地域での近所付き合いを大切にし、高齢者やひとり暮らし高齢者世帯、身体障がい者など災害時要援護者をはじめとする地域の居住者を把握しておくこと

ウ　災害時のとるべき行動についてふだんから認識をしておくとともに、訓練を行い災害に備えること

（２）地域レベル

ア　地域住民による自主防災組織の結成に努めること

イ　自主防災組織自らが地域の危険箇所等をチェックし、地図等に取りまとめたり、災害への対応能力を高めるため訓練・研修などに積極的に参加するとともに、訓練・研修に参加する際には、災害対応を自らの問題として捉えて行動すること

第４節　川俣町防災会議

川俣町防災会議は、災害対策基本法第 16 条に基づき制定された川俣町防災会議条例により設置され、町長を会長として委員 30 名以内及び専門委員をもって構成する機関である。

本会議は、川俣町における防災行政を総合的かつ有機的連携のもとに運営することを目的とし、防災対策の推進を図るとともに関係市町及び防災関係機関との整備を包含するものである。

第１　川俣町防災会議の所掌事務

１　川俣町地域防災計画の作成、及びその実践を推進すること
２　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
３　町の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること
４　町の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに関係指定地方行政機関、関係市町、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること
５　非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること
６　上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること
７　川俣町防災会議の組織及び所掌事務は、条例で定める。

第２　川俣町防災会議の組織

災害対策基本法第 16 条及び川俣町防災会議条例第３条により次の組織を設置する。

【川俣町防災会議組織の概要】

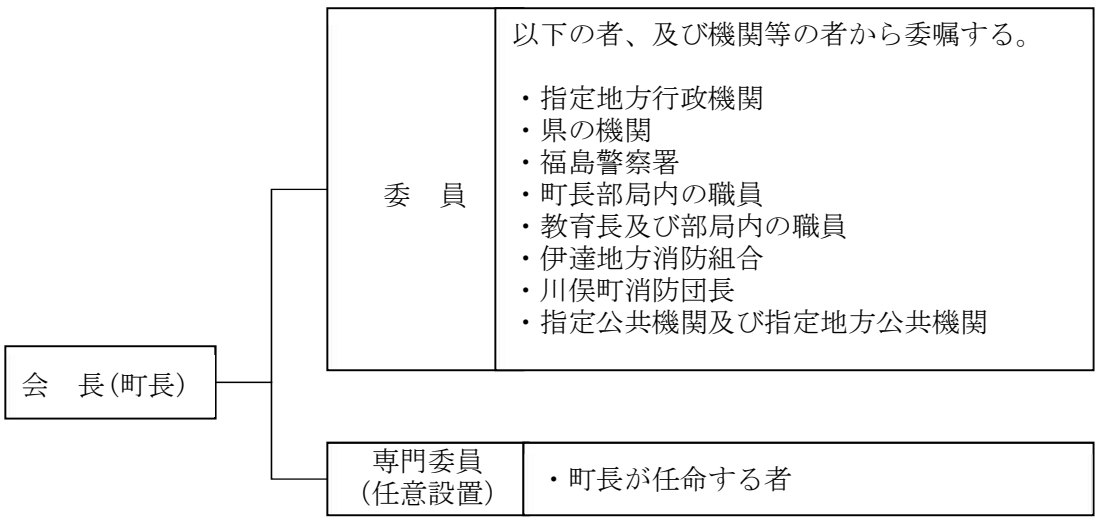

【川俣町防災会議委員の構成】

区　分	役　　職　　名
会　長	川俣町長

区　分	役　　職　　名
指定地方 行政機関	東北農政局福島県拠点地方参事官
県の機関	福島県県北地方振興局長
警察機関	福島警察署川俣分庁舎所長
町長部局	川俣町副町長
	川俣町総務課長
	川俣町政策推進課長
	川俣町財政課長
	川俣町町民税務課長
	川俣町保健福祉課長
	川俣町農林振興課長
	川俣町建設水道課長
	川俣町原子力災害対策課長
教育機関	川俣町教育委員会教育長
消防機関	伊達地方消防組合中央消防署南分署長
	川俣町消防団長
指定公共機関 及び 指定地方 公共機関	日本郵便㈱川俣郵便局長
	東日本電信電話㈱福島支店副支店長
	東北電力ネットワーク㈱福島電力センター所長
	福島交通㈱執行役員福島支社長
	㈱福島民報社川俣支局長
	福島民友新聞㈱川俣支局長

第５節　防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第１　防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。

１．町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、消防機関との連携強化、消防団、その他組織の整備、並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

２．消防機関

町消防団は、町の要請に基づき地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災活動を実施する。

また、伊達地方消防組合は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、町、消防団と連携し、救急救助及び防災活動を実施する。

３．県及び県の機関

県は、市町村を包括する広域的行政機関として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、町及び防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合的な調整を行う。

４．指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５．指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

６．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防対策の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１．町

事　務　又　は　業　務
1　防災組織の整備及び育成指導
2　防災知識の普及及び教育
3　防災訓練の実施
4　災施設の整備
5　防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
6　消防活動、その他の応急措置
7　避難対策
8　災害に関する情報の収集、伝達及び広報
9　被災者に対する救助及び救護の実施
10　保健衛生
11　文教対策
12　被災施設の復旧
13　その他の災害応急対策
14　その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

２．消防機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
町消防団	1　防災活動及びその他の応急措置に関すること 2　被災者に対する救助及び救護の実施に関すること 3　災害応急対策に関すること 4　災害発生の防御及び拡大防止のための措置に関すること
伊達地方消防組合	1　防災活動及びその他の応急措置に関すること 2　危険物の安全及び規制に関すること 3　被災者に対する救助及び救護の実施に関すること 4　災害応急対策に関すること 5　災害発生の防御及び拡大防止のための措置に関すること 6　防災知識の普及及び教育に関すること

３．県及び県の機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
福島県	1　防災組織の整備 2　市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 3　防災知識の普及及び教育 4　防災訓練の実施 5　防災施設の整備 6　防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 7　災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8　緊急輸送の確保 9　通行規制、その他社会秩序の維持 10　保健衛生

機　関　名	事　務　又　は　業　務
	11　文教対策 12　市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 13　災害救助法に基づく被災者の救助 14　被災施設の復旧 15　その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
県北地方振興局	1　災害応急対策組織の整備に関すること 2　災害情報の収集及び伝達に関すること 3　自衛隊の派遣要請に関すること 4　町及び防災関係機関との連絡調整に関すること 5　災害地現地調査に関すること 6　災害対策現地報告に関すること 7　管内における市町村及び防災関係機関の応援調整に関すること 8　災害救助法の適用に関すること 9　応急対策のための食料品、生活必需品の調達、あっせんに関すること 10　災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること 11　一般ボランティアの受入れ調整に関すること
県北農林事務所	1　農業関係被害の調査に関すること 2　災害時における農業技術対策指導に関すること 3　主要農産物の種子及び苗の確保に関すること 4　農業災害対策及びその調整に関すること 5　災害時における病害虫防除の指導及びその調整に関すること 6　農業水利の応急対策に関すること 7　治山、治水施設、林道等の被害の調査及びその応急対策に関すること 8　その他農林関係被害の調査及びその応急対策に関すること
県北保健福祉事務所	1　災害救助の実施に関すること 2　救護調査に関すること 3　日赤その他の医療機関との連絡に関すること 4　医療機関の被害状況の収集及び医療情報の提供に関すること 5　救護所への医療チームの派遣調整及び派遣された医療チームとの連絡調整に関すること 6　医療品の需給調整に関すること 7　巡回診療の計画に関すること 8　医療ボランティアの受入れ等に関する連絡調整に関すること 9　被災地の飲料水の対策に関すること 10　災害時における防疫及び清掃その他環境衛生に関すること 11　その他医療救護活動全般に関すること
県北建設事務所	1　災害情報等の収集・提供、所管道路及び河川の災害予防及び応急対策、災害復旧の支援 2　水防警報等の発表及び伝達 3　土砂災害警戒情報の伝達 4　水防活動の支援及び指導 5　災害時における交通規制及び輸送の確保
福島警察署川俣分庁舎	1　情報の収集、伝達及び広報に関すること 2　被災者の救出、救護に関すること

機　関　名	事　務　又　は　業　務
	3　避難の指示及び誘導に関すること 4　通行規制、犯罪の予防に関すること 5　遺体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること

４．指定地方行政機関

機　関	事　務　又　は　業　務
東北管区警察局	1　管区内各県警察本部の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2　他管区警察局及び警視庁との連携 3　管区内防災関係機関との連携 4　管区内各県警察本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 5　警察通信の確保及び統制
東北総合通信局	1　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理に関すること 2　電気通信設備の被災状況等の把握及び災害時における電気通信の確保に必要な措置を講ずること 3　各種非常通信訓練に関すること 4　非常通信協議会の指導育成に関すること
東北財務局 （福島財務事務所）	1　民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること 2　地方公共団体に対する災害融資に関すること 3　災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること
東北厚生局	1　災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整
福島労働局	1　工場事業場における労働災害の防止
東北農政局福島県拠点	1　農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成 2　農業関係被害情報の収集報告 3　農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導 4　被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 5　排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け 6　野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策 7　応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
関東森林管理局 （福島県森林管理署）	1　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成 2　災害復旧用材（国有林材）の供給
東北経済産業局	1　工業用水道の応急復旧対策 2　災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 3　産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部 東北支部	1　鉱山に関する災害の防止 2　鉱山における災害時の応急対策 3　火薬類、高圧ガス、電気、ガス等危険物の保全
東北地方整備局 （福島河川国道事務所）	1　災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 2　直轄公共土木施設の整備と防災管理 3　洪水予警報等の発表及び伝達 4　水防活動の指導 5　災害時における通行規制及び輸送の確保

機　関	事　務　又　は　業　務
	6　被災直轄公共土木施設の復旧 7　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
東北運輸局 （福島運輸支局）	1　交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達 2　緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
東京航空局 （福島空港出張所）	1　災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置 2　遭難航空機の捜索及び救助 3　指定地域上空の飛行規則とその周知徹底
仙台管区気象台 （福島地方気象台）	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4　県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

５．自衛隊（陸上自衛隊福島駐屯地第４４普通科連隊）

事　務　又　は　業　務
1　県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力

６．指定公共機関

機　関	事　務　又　は　業　務
日本郵便㈱川俣郵便局	1　災害時における郵便事業運営の確保 2　災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
日本銀行（福島支店）	1　銀行券の発券並びに通貨及び金融の調節 2　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3　金融機関の業務運営の確保に係る措置 4　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5　各種措置に関する広報
日本赤十字社（福島県支部）	1　医療、助産等救護の実施 2　義援金の募集 3　災害救助者の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会（福島放送局）	1　気象・災害情報等の放送 2　県民に対する防災知識の普及
東日本高速道路(株) （東北支社福島管理事務所）	1　道路の耐災整備 2　災害時の応急復旧 3　道路の災害復旧
東日本旅客鉄道(株) （仙台支社福島支店）	1　鉄道施設等の整備及び防災管理 2　災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力 3　災害時における応急輸送対策 4　被災鉄道施設の復旧
通信事業者	1　電気通信施設の整備及び防災管理

機　関	事　務　又　は　業　務
（東日本電信電話㈱、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱）	2　災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 3　被災電気通信施設の復旧
運送業者 （日本通運（株）、福山運送（株）、佐川急便（株）、ヤマト運輸（株）、西濃運輸（株））	1　災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
東北電力ネットワーク（株） 福島電力センター	1　電力供給施設の整備及び防災管理 2　災害時における電力供給の確保 3　被災電力施設の復旧
東京電力ホールディングス（株） （福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所）	1　原子力施設の防災管理 2　放射能災害対策の実施

７．指定地方公共機関

機　関	事　務　又　は　業　務
バス機関 （福島交通㈱川俣出張所）	1　被災地の人員輸送の確保 2　災害時における避難者等の緊急輸送の協力
放送機関 （福島テレビ㈱ ㈱福島中央テレビ ㈱福島放送 ㈱テレビユー福島 ㈱ラジオ福島 ㈱エフエム福島）	1　気象（津波）予報、警報等の放送 2　災害状況及び災害対策に関する放送 3　放送施設の保安 4　住民に対する防災知識の普及
新聞社 （㈱福島民報社川俣支局 福島民友新聞社㈱川俣支局）	1　災害状況及び災害対策に関する報道
運輸業者 （㈳福島県トラック協会）	1　災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
㈳福島県医師会 ㈳福島県歯科医師会 ㈳福島県薬剤師会 ㈳福島県看護協会 ㈳福島県診療放射線技師会	1　医療助産等救護活動の実施 2　救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 3　防疫その他保健衛生活動の協力
㈳福島県ＬＰガス協会	1　災害時におけるＬＰガスの安全対策の実施
社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	1　災害時のボランティアの受入れ 2　生活福祉資金の貸付け
㈳福島県警備業協会	1　災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

８．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関	事　務　又　は　業　務
伊達医師会	１　医療助産等救護活動の実施 ２　救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 ３　防疫その他保健衛生活動の協力
ふくしま未来農業協同組合、福島県北森林組合川俣事務所等の農林関係団体	１　町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ２　主要食糧の確保 ３　農作物災害応急対策の指導 ４　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん ５　被災組合員に対する融資のあっせん
川俣町商工会、生活協同組合、織物同業会等の商工業関係団体	１　町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力 ２　災害時における物価安定についての協力 ３　救助用物資、復旧資材の確保についての協力
川俣町建設同業会	１　公共土木施設（道路・河川・橋梁）等の災害応急対策の実施、避難者等の緊急輸送手段の協力
県建築士会	１　被災建築物の応急危険度判定の実施への協力
川俣町管工事組合	１　町が行う被害状況調査及び応急給水への協力 ２　応急給水活動用災害復旧用資機材の整備
金融機関	１　災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
病院等医療施設の管理者	１　避難施設の整備及び避難訓練の実施 ２　災害時における受入者の保護及び誘導 ３　災害時における病人等の受入及び保護 ４　災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設等の管理者	１　避難施設の整備及び避難訓練の実施 ２　災害時における入所者の保護及び誘導
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	１　安全管理の徹底 ２　防護施設の整備 ３　災害応急対策及びその復旧対策の確立
ＬＰガス関係 （ＬＰガス販売業者）	１　安全管理の徹底 ２　ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
簡易ガス事業者	１　安全管理の徹底 ２　ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
火薬類事業者	１　安全管理の徹底 ２　火薬類施設の災害応急対策の実施
県トラック協会	１　災害時における緊急輸送についての協力
燃料供給業者 （福島県石油業協同組合、福島県石油商業組合）	１　施設の安全管理 ２　燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給

第６節　住民等の責務

第１　住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練、その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組みにより防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

第２　災害応急対策または災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策または災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県及び町が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

第７節　町の概況と災害要因の変化

第１　川俣町の自然的条件

１．位置及び地勢

川俣町は福島県の中通り北部に位置し、阿武隈山地西斜面の丘陵地帯にあり、東は相馬郡飯舘村、双葉郡浪江町、南は二本松市、西は福島市、北は伊達市に接し、福島市の東南およそ 22㎞、県都周辺の主要な拠点地区となっている。

道路は町内を東西に国道 114 号線、主要地方道原町川俣線が通走り、県都と太平洋沿岸を結び、南北に国道 349 号線が横断している。

本町は平地の割合が少なく、東に阿武隈山系の花塚山、高太石山、白馬石山、南に口太山、木幡山、北に女神山を擁する、起伏の多い町である。

また、河川の主なるものは町の中央を北流する広瀬川、口太山に源を発する口太川、花塚山に源を発する三百川、女神山に源を発する女神川等がある。

耕地は広瀬川、口太川、女神川の流域にややまとまるほかは、山間を縫う傾斜地が多く、標高 500ｍを超える寒冷地型も少なくない。

東　経	北　緯	標高	面　積	広ほう	隣接市町村
140° 36′	37° 40′	201.2m	127. 70k ㎡	東西約 10km 南北約 20km	飯舘村 浪江町 二本松市 福島市 伊達市

（東経、北緯、海抜は役場の位置による）

名　称	位　置	標　高（m）
花　塚　山	川俣町小綱木字花塚	９１８
高　太　石　山	山木屋字高太石	８６３
口　太　山	大綱木字口太	８４２
白　馬　石　山	山木屋字白馬石	８２１
木　幡　山	大綱木字陣貝形山	６６６
女　神　山	大字秋山字女神	５９９

河川名	川幅		水位	水路延長	流域面積
	最大（m）	最小(m)	(m)	(m)	(m)
広瀬川	１３.０	５.０	１.２０	１３,０００	１５０,０００
女神川	１０.０	８.０	１.２０	５,０００	９０,０００
三百川	７.０	４.０	１.２０	３,２００	２８,０００
高根川	１４.５	５.０	１.２０	４,０００	３０,０００
口太川	６.０	４.０	１.２０	５,５００	５０,０００
田代川	６.０	５.０	１.２０	２,６００	２２,０００
長滝川	５.０	４.０	１.２０	１，６４０	１１,０００
小谷沢川				４５０	

２．地質

母岩は一般に古生層、一部に第三紀下層部がみられ、基岩は古期花崗閃緑岩で部分的に新期花崗閃緑岩が混在し、土性は壌土・砂壌土である。

３．気象

阿武隈山地に挟まれた盆地のため、内陸性気候の特徴を示す。

春は、季節風の到来が次第に弱まり暖かくなるが、低気圧の通過が頻繁で天気の変化が激しく、発達した低気圧の通過に際しては一時雪や風が強まる。４月に入ると高気圧と低気圧が周期的に現れ、それにつれて天気も変わるが、高気圧におおわれるときは、降霜や異常乾燥が起きやすい。５月から６月半ば頃にかけては、移動性高気圧や高圧帯におおわれ晴天が続くが、降霜は５月半ば頃まで懸念される。また、梅雨型の気圧配置が見え始め、ぐずついた天気となることもあり寒冷前線に伴い落雷や降ひょうの起こることがある。梅雨期は、冷涼の日が続き、後半には降ひょう、大雨が見られる。

夏は、７月下旬から８月上旬にかけて高温多湿が続き局地的な雷雨が見られる。特に近年は、初夏に集中豪雨が発生することが多い。８月下旬になると日本をおおう高気圧は衰え前線が南下してくるため、雲が多く暑さもいくぶん和らぐが、残暑は厳しく、秋雨前線に伴う雷雨あるいは台風の接近によっては大雨による被害が起きやすい。

９月に入ると曇りや雨の日が比較的多く、また強い台風の接近通過によっては暴風雨となり重大な災害が懸念される。気温は、４～５日に１℃くらいずつ低くなり、彼岸を過ぎると肌寒く感じる日もある。10 月中旬から 11 月半ばにかけては晴天の日が続くが、気温は低下し、霧が発生しやすくなり、やがて霜や結氷が見られるようになる。11 月半ばを過ぎると時々冬型の気圧配置となり、季節風が吹き出して気温は急降し、初雪がみられる。

冬は西高東低の気圧配置が続き、季節風が比較的強く、晴天が続く。この季節風による積雪は少ないが、強風による害も見られ、低気圧が太平洋側を通るときは一時的ながら大雪の降ることがある。

【川俣町の気象（昭和 59 年１月～平成 30 年 12 月の平均）】

月別	気温（℃）			平均湿度（%）	平均雨量（mm）
	平均	最高平均	最低平均		
1	0.3	11.5	-9.2	68.0	37.4
2	0.9	14.5	-9.0	65.7	35.6
3	4.1	18.8	-6.9	63.3	63.9
4	10.3	26.3	-2.7	60.9	71.9
5	15.8	29.8	2.7	64.3	75.4
6	19.4	31.8	8.0	70.1	94.6
7	23.1	34.7	14.1	73.5	147.5
8	24.4	34.9	15.0	73.8	135.7
9	20.0	32.0	8.8	74.2	158.7
10	13.8	26.1	1.8	71.8	108.1
11	7.9	20.7	-3.2	70.8	53.7
12	2.9	15.5	-7.0	69.1	33.4

資料：政策推進課

第２　本町の社会的条件

１．人口

本町の人口は、昭和 30 年の合併以後減少し続けており、令和２年の国勢調査人口では、12,170 人、令和３年現住人口調査（10 月 1 日現在）では 11,843 人となり、昭和 46 年以降の 50 年間に、11,045 人 48.3%減少した。このような人口減少の要因は、出生率の低下と転出の増加によるものである。

また、年齢別人口をみると、年少人口の構成比率は減少傾向にあるが、平均寿命の延伸を反映して老齢人口は増加を続け、令和３年には高齢化率 41.8%を超えており、この増加傾向は今後も進行するものと思われる。

特に、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯の増加が顕著で、その比率も伸びている。

２．土地利用

本町の令和３年の土地利用状況は、山林が 84.48km^2(66.15%)、農用地が 25.4km^2(19.89%)宅地が 4.72 km^2（3.69%）、原野・雑種地が 4.14km^2（3.24%）、その他が 8.98km^2（7.03%）となっている。市街地から西部に広がる鶴沢地区にかけて平坦な宅地、農用地が広がる他は、

山間に宅地、農用地とも位置している。

平成 3 年から令和３年の間の推移では、農用地の土地利用の減少が見られた一方、宅地の土地利用は増加している。

区分／年	総面積	田	畑	牧場	山林	原野	雑種地	宅地	公共用地その他
Ｈ３年	127.66	8.93	15.28	2.94	84.30	2.73	1.01	3.83	8.65
H10 年	127.66	8.63	14.80	2.86	82.99	2.58	1.15	4.10	10.55
H20 年	127.66	8.38	14.54	2.68	81.60	2.60	1.26	4.39	12.21
H24 年	127.66	8.34	14.13	2.68	82.01	2.62	1.26	4.39	12.23
H25 年	127.66	8.33	14.12	2.68	82.00	2.62	1.26	4.40	12.25
H26 年	127.70	8.32	14.09	2.68	82.00	2.64	1.26	4.40	12.31
H27 年	127.70	8.27	14.08	2.67	82.01	2.64	1.27	4.41	12.35
H28 年	127.70	8.52	14.32	2.67	79.98	2.63	1.32	4.62	13.64
H29 年	127.70	8.50	14.31	2.67	79.98	2.63	1.24	4.74	13.63
H30 年	127.70	8.50	14.30	2.67	84.50	2.67	1.38	4.68	9.00
Ｒ元年	127.70	8.48	14.29	2.67	84.48	2.69	1.38	4.70	9.01
Ｒ２年	127.70	8.47	14.28	2.67	84.49	2.70	1.38	4.71	9.00
Ｒ３年	127.70	8.45	14.28	2.67	84.48	2.73	1.41	4.72	8.89

※平成 25 年以前と平成 26 年以降では、計測方法が異なる。

（資料：固定資産概要調書　１月１日現在）

３．交通

（１）道路

ア　町道の整備状況

令和３年４月１日現在の町道の総延長は 318,860m（674 路線）で、改良率 57.8%、舗装率 85%である。そのうち１級町道の延長は 32,059m（９路線）で、改良率 84.1%、舗装率 90.1%であり、２級町道の延長は 35,718m（15 路線）で、改良率 57.2%、舗装率 94%となっている。

町道の橋梁は 155 箇所あり、そのうち永久橋は 153 箇所（1,672.4m）である。

イ　国・県道の整備状況

本町は郡内の交通の要衝になっており、市街地で国道 114 号線と国道 349 号線が交差している。近年バイパスの整備が進み、市街地内の通過交通が減少しつつある。

令和３年４月１日現在、国道の改良率は 99.3%となっており、国道 114 号線に関しては 100%の改良率となっている。

県道は、主要地方道４路線と一般県道２路線が市街地を中心に伸びている。県道の実延長は 21,988mであり、主要地方道の原町川俣線では、改良率・舗装率ともに 100%、川俣安達線に関しては改良率 100%・舗装率 100%となっている。主要地方道４路線では、改良率 78.2%、舗装率 100%、一般県道２路線では、改良率 57.9%、舗装率 100%となっている。

ウ　都市計画街路の整備状況

都市計画決定の行われている街路は８路線、延長 12,190ｍで、令和３年の改良済延長は 5,560ｍである。建物の密集した、中心市街地内の街路であるため、改良率は低く、45.6％となっている。今後は、宅地開発との関連で、新たな都市計画街路の検討も必要である。

エ　主要幹線道路の確保

国道 114 号線、349 号線及び主要地方道４路線を確保する。

路線名		実延長(m)
国道		37,832
	114 号線	25,087
	349 号線	12,745
主要地方道		14,248
	原町川俣線	5,066
	川俣安達線	641
	霊山松川線	3,842
	原町二本松線	4,699

第３　川俣町における社会的災害要因の変化

災害、特に地震災害においては、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人口の分布や建築物の状況等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

第１は、都市部への人口集中に伴った町人口の減少と高齢化の進展により、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっている。

また、急速な高齢化に伴う高齢者の増大、特にひとり暮らし高齢者の増加や、国際化に伴う外国人の増加等、いわゆる災害時要援護者の増大についても配慮しなければならない。

第２は、人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、２次災害発生の危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもこれらの施設の依存度は高く、場合によっては、初動態勢への影響も考えられる。

第３は、人口と比較して自動車普及率が高いことである。自動車は、それ自体から出火したり、市街地火災の延焼拡大の媒体となることが考えられるが、それにも増して大量の自動車によって引き起こされる交通混乱が被害を著しく拡大することが予想される。

第４は、コミュニティ意識の低下である。災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という住民一人一人の防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

このような、本町における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

なお、おおむね過去５年間の社会構造の変化を表にして比較すると次のとおりである。

【本町における過去５年間の社会構造変化の比較】

区　　分		平成 28 年	令和３年	備　考
人　　口		14,452 人	11,843 人	各年 10 月１日現在
世　帯　数		5,515 世帯	4,765 世帯	
宅 地 面 積		4.41k ㎡	4.72k ㎡	
保有自動車数	総数	12,679 台	11,464 台	各年３月 31 日現在 資料　東北運輸局福島運輸支局
	貨物車	854 台	792 台	
	乗合車（バス）	87 台	47 台	
	乗用車	5,048 台	4,614 台	
	特殊用途車 (大型特殊車を含む)	205 台	206 台	
	小型二輪車	293 台	267 台	
	軽自動車 (軽二輪を含む)	6,192 台	5,538 台	
水道給水人口		10,370 人	10,172 人	29 年度、令和元年度データ

【高齢者の状況】

区分	平成 31 年	令和３年
総人口	13,199 人	12,526 人
65 歳以上人口	5,236 人	5,235 人
高齢化率	39.7%	41.8%
ひとり暮らし高齢者	548 人	597 人

（資料：保健福祉課（各年４月１日現在））

【上水道の利用状況】

区　分	契約件数	給水量 (千ｍ^3)	比　率 (%)
総数	3,685	854	100.0
生活用	3,422	627	73.4
業務・営業用	212	54	6.3
工場用	51	173	20.3

（資料：建設水道課（令和３年度））

年間平均給水人口　　10,020 人　　（令和４年３月 31 日現在）

第８節　町の地震災害と想定地震

第１　既往の地震災害

１．地震発生状況

過去における観測からみると本町の人体に感じる地震（有感地震）は、年間平均して 30～40 回くらいである。

昭和８年、13 年、14 年、18 年、39 年には顕著な地震が起き、その余震もあったので 50 回以上の有感地震があった。特に、昭和 13 年の塩屋崎沖と福島県東方沖の強震（震度５）では年間 240 回の有感地震と 2,577 回に及ぶ無感地震を記録している。

また、昭和 53 年６月 12 日午後５時 14 分、モーメントマグニチュード 7.4 の強い地震が宮城県沖で発生し、東北地方を中心に北海道から関東、中部、近畿地方にかけて有感地震を観測した。福島市・仙台市などでは、震度５の強震を記録した。

さらに、平成 23 年３月 11 日 14 時 46 分には、４項で示す東日本大震災が発生した。

２．震源について

昭和 33 年から 63 年までの 30 年間、福島市（福島地方気象台）で感じた地震の震央分布をみると、大部分は本町から約 300km の三陸沖から千葉県沖の範囲に含まれている。また、三陸沖、三陸はるか沖、福島県沖、茨城県沖、千葉県沖、茨城県南部等に集中している傾向がある。これら有感地震の震源の深さは殆どが 100km 以内の浅い所で起きており、50km 前後の所に集中し、陸地に向かって震源が深くなる傾向がみられる。

３．地震の種別

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海溝型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する、内陸の直下の地震の二つである。

（１）直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

直下の地震の発生履歴としては、1611 年９月に会津地方でモーメントマグニチュード 6.9、1659 年４月に会津地方、1821 年 12 月に大沼郡でモーメントマグニチュード 5.5～6.0 がある。

（２）海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、福島県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

海溝型地震の発生履歴としては、2011 年３月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）でモーメントマグニチュード 9.0 がある。

４．2011 年東日本大震災による被害

（１）地震、津波の被害

平成 23 年３月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード 9.0 という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物やかんがいダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて 18,000 名以上という、福島県の歴史上類を見ない大災害となった。

なお、福島県から茨城県にかけての陸域において、引き続き余震が発生している。

（２）原子力災害の誘発

津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏えいする国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16 万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

【東日本大震災の規模、川俣町の被害の概要】

発生日時		平成 23 年３月 11 日　14 時 46 分
震源		三陸沖（震源の深さ 24km）
規模		モーメントマグニチュード９．０
観測震度（川俣町）		震度６弱
津波規模		計測値：相馬港 9.3m以上※、小名浜港 3.3m （※検潮所が被害にあっており、実際の波高はそれ以上と推定される）
川俣町の被害の被害	人的被害	なし
	住家等被害 （罹災証明書発行件数）	全壊：59 棟　大規模半壊：２棟　半壊：148 棟　一部損壊：1,618 棟 その他：274 棟
	工場及び商店被害 （罹災証明書発行件数）	全壊：２棟　半壊：７棟　一部損壊：155 棟　その他：29 棟
	公共施設被害	全壊：役場本庁舎、福祉センター、旧繊維工業試験場
		一部損壊：川俣小学校（校舎・プール等）、川俣南小学校（校舎）、飯坂小学校（浄化槽施設）、山木屋小学校（校舎・体育館・校庭）、川俣中学校（校舎・体育館・プール等）、川俣町体育館、中央公民館、小神公民館
	農林施設被害	林道松ヶ柴線、林道花塚線、用水路、農地法面など 53 箇所 路面亀裂・沈下、崩落
	町道被害	小神秋山線、横大道鉾田線など 66 路線 102 箇所 路面亀裂・沈下、路肩崩落

第２　地震想定の基本的な考え方

１．町の地震想定の基本的な考え方

令和元～４年度にかけて、福島県では地震被害想定を実施した。本町において想定されている震度は５弱～６弱が主体となっているが、平成７年１月の阪神・淡路大震災や、平成 23 年３月の東日本大震災に見るように、想定していない被害には対応できないという教訓と、国の防災計画の見直しの方向を踏まえ、震度の想定と併せて「前提条件」を設定する。

なお、この想定等に基づく被害について、数値で具体的に表すことは、十分なるアセスメント等の調査による、専門的分析が必要なことから、この計画では行わず、東日本大震災による実際の被害も踏まえ、想定される被害について考えられる点を列挙することとした。

また、想定を行うに当たっては、自然現象が大きな不確実性を伴うものであり、想定には一定の限界があることに十分留意するものとする。

２．　県による地震被害想定

福島県では、令和元年度から４箇年を通じて３種類の想定地震について地震・津波被害想定調査を実施している。想定結果の概要は以下のとおりである。

【県による定量被害想定結果の概要】

被害想定分野				被害想定結果		
想定地震				会津盆地東縁断層帯地震	福島盆地西縁断層帯地震	想定東北地方太平洋沖地震
				M7.7、Mw7.0	M7.8、Mw7.1	M9.0、Mw9.0
建物被害（全壊）			冬 5 時	26,792 棟	25,159 棟	24,768 棟
			夏 12 時	15,962 棟	26,204 棟	27,640 棟
			冬 18 時	35,970 棟	33,618 棟	31,971 棟
人的被害（死者数）			冬 5 時	1,602 人	1,471 人	1,577 人
			夏 12 時	423 人	749 人	1,197 人
			冬 18 時	1,624 人	1,434 人	1,651 人
人的被害（負傷者数）			冬 5 時	8,724 人	11,515 人	14,449 人
			夏 12 時	12,852 人	10,520 人	12,332 人
			冬 18 時	13,904 人	13,910 人	14,276 人
生活支障等	避難者		冬 5 時	45,525 人	48,283 人	104,290 人
			夏 12 時	29,406 人	49,536 人	104,402 人
			冬 18 時	56,588 人	53,726 人	112,431 人
	災害廃棄物		冬 5 時	3,589.90 トン	3,628,113 トン	6,196,792 トン
			夏 12 時	3,763,636 トン	3,709,092 トン	6,430,480 トン
			冬 18 時	4,299,325 トン	4,281,859 トン	8,561,123 トン
	津波堆積物			—	—	2,446,829 トン
ライフライン被害	電力	停電人口（率）		384,066 人（19.7%）	405,544 人（20.8%）	1,257,825 人（64.4%）
	上水道	断水人口（率）		218,971 人（11.2%）	257,383 人（13.2%）	672,405 人（34.4%）
	下水道	機能支障人口（率）		166,591 人（8.5%）	166,146 人（8.5%）	374,792 人（19.2%）	
	都市ガス	供給停止戸数（率）		16,932 戸（8.6%）	42,913 戸（21.7%）	151,456 戸（76.5%）
	通信（固定電話）	不通回線数（率）		66,517 回線（19%）	70,919 回線（20.3%）	220,876 回線（63.1%）
交通施設被害	緊急輸送道路	被害箇所数		56 箇所	101 箇所	224 箇所 （うち津波 19 箇所）
	鉄道（在来線等）	被害箇所数		329 箇所	460 箇所	1,010 箇所 （うち津波 24 箇所）
川俣町における震度分布状況				震度３以下～５弱 町の大部分が震度４	震度４～５強 町の大部分が震度４	震度５強～６弱 町の大部分が震度５強

（資料：福島県地域防災計画より加筆）

第３　地震の想定

本町において、厳寒期の平日、夕方６時に震度７の直下型地震が発生したことを想定する。この地震により多くの人的被害、建物被害の発生が想定される。また、道路やライフライン供給施設等の都市基盤を始め、住民生活や社会経済活動全体に甚大な被害がもたらされるものとし、交通が混雑する夕方の時間帯に地震が発生したため、路上での事故や建物倒壊により、通勤・通学者を中心とする死傷者が多数発生するものと想定する。さらに、行政機関庁舎、警察署、消防署、ライフライン関係機関等の防災機関の施設を始めとし、病院、避難所、主要幹線道路など、防災上重要な施設が何らかの被害を受けるものと想定する。

項　目	内　容
震　度	7
地震種別	直下型
季　節	冬
曜　日	平日
時　刻	夕方６時
風　速	８ｍ／秒
天　気	晴れ

第４　地震被害の想定

１．建物被害

（１）構造及び築年変化

本町の、令和３年１月１日現在の建物の棟数及び総延べ床面積は、16,796 棟 1,373,732 ㎡（内訳：木造 13,405 棟 944,366 ㎡、木造以外 3,391 棟 429,366 ㎡）となっており、近年ではコンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造など様々な構造の建物が増加している現状にある。

阪神・淡路大震災の被害状況を見ると、昭和 56 年の建築基準法改正以前の建物に被害が集中していることから、震度７以上の直下型地震においては、本町の家屋の約７割を占める木造等建築物に何らかの被害が及ぶことが予測される。さらに建物の種類、あるいは構造、建物階数によっても被害の程度に差異を生ずるところである。

【築年次区分による建物床面積】

建築年月日	木造家屋		木造家屋以外		合　計	
昭和 38 年 １月１日以前	239,691 ㎡	17.4%	4,068 ㎡	0.3%	243,759 ㎡	17.8%
昭和 56 年 １月１日以前	313,256 ㎡	22.8%	166,566 ㎡	12.2%	479,822 ㎡	34.9%
令和 3 年 １月１日以前	391,419 ㎡	28.5%	258,732 ㎡	18.8%	650,151 ㎡	47.3%
合　計	944,366 ㎡	68.7%	429,366 ㎡	31.3%	1,373,732 ㎡	100%

（資料：町民税務課）

（２）その他の要因

木造以外の建物については、新潟地震、阪神・淡路大震災に見られるように液状化現象による被害も考慮する必要がある。

液状化現象が発生しやすいと考えられる地域は、埋立地、扇状地、旧河道などが挙げられる。また地震時に地震動の強くあらわれる（強く揺れる）地盤として、沖積層が挙げられ、この沖積層の厚さに応じて地震動が大きくなるといわれている。

２．人的被害

阪神・淡路大震災では、死者 6,434 名、行方不明者３名、負傷者数 43,792 名（平成 18 年５月消防庁調べ）にのぼった。死者のうち、約８割以上は圧死者であり、関東大震災では死者の殆どが焼死者であったことに比較して、現代における震災の、大きな特徴となっている。これを踏まえ、以下の点に留意した対策が重要である。

（１）初期救出及び応急医療

建物の倒壊や家具の転倒によって圧迫されても迅速な初期救出と的確な応急医療が行われれば救命率は向上すると考えられる。このため、住民や一般企業の自主防災組織による救出救護訓練が重要である。また、重機やジャッキなどの救出資機材の確保方法も、あらかじめ計画しておく必要がある。

（２）医療体制の確立

阪神・淡路大震災では、死者の約７倍の負傷者が発生したように、本町においても阪神・淡路大震災のような大きな地震に見舞われた場合、多数の負傷者が出ると予想される。これら多数の負傷者を町内医療機関に同時に収容治療することは不可能であるため、医療関係機関・団体と協議を行い、緊急医療を行う施設と開設手順とともに、他市町村の医療機関への、協力応援の方法もあらかじめ定めておくことが必要である。

（３）建築物・構造物倒壊、家具等転倒の予防

地震による負傷、死亡を防止するためには、家具の倒壊、ブロック塀など建築物の倒壊、ビルのガラス等落下物、家具の転倒などを防止することが重要である。

このため、公共的な建物については耐震診断を行い対策を講じるとともに、住民や一般企業に対しても耐震対策の重要性を広報周知し、対策を求めていく必要がある。

３．火災被害

阪神・淡路大震災で見るように、過密化の進む都市部においては延焼の危険性が大であり、以下の条件を考慮にいれ、消火体制を構築する必要がある。

（１）初期消火の重要性

大地震時等では、道路の被害によって常備消防力が対応しきれないことが予想され、消火しきれずに残った出火点は延焼火災へと拡大することとなり、地域の家屋の建築状況によっては火災が広域に広がるおそれがある。

出火点からの延焼防止のため、住民個人と地域の自主防災組織の初期消火に即応できる能力の強化が重要である。

（２）住宅密集地域への配慮

本町は、約７割が木造家屋であり、住宅密集地では延焼の危険性がある。

本町ではＤＩＤ地区※はないものの、川俣地区から鶴沢地区の一部にかけて、総人口の４

割以上が集中して居住している。このため、住宅密集地域に対する十分な配慮が二次災害の防止の上で重要である。

※ＤＩＤ地区とは、人口集中地区（Densely Inhabited District）を略して呼んだもので、国勢調査において設定される統計上の地区をいう。

（３）延焼防止空間の整備

延焼防止には、公園、道路などの空間と、緑地や樹木等が一定の効果をあげることが阪神・淡路大震災で示された。このため今後は、これらを防災の観点から整備していくことが重要である。

４．ライフライン等被害

本町においても、ライフライン施設に大きな被害を受けると予想されるため、ライフラインの災害対応力を高めるため、電気・水道・電話・ＬＰガス等の、ライフラインの関係機関との連携を図りながら、即応力のある体制を確立する必要がある。この他、道路にも甚大な被害が予想される。

５．自然的特性の考慮等

本町は市街地の中心を分断する形で広瀬川が流れており、延焼を遮断する観点から有利である。反面、落橋等の被害が発生した場合には、他の地域から隔離された状態になると同時に避難に支障を来すことや、さらには物資等の供給体制、ライフライン等の機能面での問題もあり、予防や応急対策において十分考慮して進める必要がある。

特に、東日本大震災のように海溝型及び連動型地震が発生した場合には、福島県内のみならず他県も含めた広範囲の被害が発生することが予想され、これにより長期にわたって物流が滞り、物資や燃料等が不足することが予想される。

また、本町には、県に報告している施設としては 50 箇所のため池があるが、地震時には漏水や堤防の決壊等被害が発生することが予想されることから、注意が必要である。

第５　被害想定及び過去の経験の活用

１．町における震災対策の検討

第４に示した「地震被害の想定」の結果及び東日本大震災の経験を踏まえ、震災対策の検討、町域防災計画の見直し及び防災アセスメント調査の反映、住民の防災意識の向上への活用を図る。

２．東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで想定してきた地震、津波規模を遥かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も、東日本大震災と同程度の災害が起こりうることを想定し、町及び防災関係機関は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を策定する必要がある。

３．住民防災意識の向上

地震被害想定結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及、啓発を図り、本町の地震・津波被害発生の可能性に関する住民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。